

## 静岡県告示第413号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和6年5月28日

静岡県知事 鈴木康友

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社マルスギ	富士市鷹岡本町9番14号	ほかほか	富士市鷹岡本町9番14号	令和6年5月1日	保育所等訪問支援	特定無し
あこの合同会社	磐田市富士見町四丁目2番地7	あそびっこどんぐり	磐田市富士見町四丁目2番地7	令和6年5月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス	特定無し
有限会社サクラ急送	伊豆の国市奈古谷663番地の2	学習サポート s c r u m P L U S 静岡三島教室	三島市東町8-50	令和6年5月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス	特定無し